

「東海第2原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」不採択への反対討論
日本共産党栃木県議団 野村せつ子

日本共産党栃木県議団の野村せつ子です。私は受理番号40番「東海第2原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情」の不採択に反対し、採択を求める立場から反対討論を行います。

茨城県東海村の東海第2原発は、今年11月28日に運転開始から40年を迎えます。改正原子炉等規制法は、40年を経過した原発は原則廃炉と定めましたが、例外規定があるため、日本原子力発電株式会社は、運転期間の20年延長を原子力規制委員会に申請しました。認められれば60年間も運転可能となります。

陳情は、運転期間延長を認めないよう要望する意見書を、許可権限や実質的な事前了解権を持つ行政機関、自治体の長などに送付することを求めています。

提出理由について、東電・福島第一原発事故の原因が今だ明らかにされない中、老朽化した原発に的確な安全対策がなされるのか疑問であること、またその安全対策の資金繰りが東電頼みであること、規制委員会の新規制基準適合性審査は、安全を保障するものではないことなどをあげ、「東海第二原発が稼働した場合、過酷事故を発生させるのではという不安を拭い去ることはできない」とのべています。また事故が起きたら、30キロ圏内だけで96万人もの茨城県民が避難することの困難性、栃木県民もまた避難を余儀なくされる恐れがあることを指摘しています。きわめて妥当な陳情です。

それは第一に、安全に絶対はないからです。安全神話が崩壊したことは、福島事故の最大の教訓です。30キロ圏外の住民を含む約6万5千人が今も避難しています。90キロ以上離れた本県で、いまなお放射能汚染がもたらした苦しみ、損失が続いています。

東海第2原発との距離は県境で32km、県全体が120km圏内に収まる位置関係にある県民が、二度と原発事故の危険にさらされたくないと思うのは当然ではないでしょうか。

第二に、東海第2原発には特有の危険性があるからです。東日本大震災で現実には被災しています。原子炉は、福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉で、大震災と津波で外部電源を失い、冷温停止状態になるのに3日半を要し、まさに間一髪で危機を免れました。さらに、東海村には原子力事業所が18か所も集積しており、地震など複合災害で同時に事故が起きる可能性があります。

第三に、茨城県との間で避難受け入れ協定を結んでいますが、非現実的です。茨城県は車での避難を前提にしていますが、複合災害を考慮していないとの指摘があります。また県内5市町への避難計画を策定した笠間市は、小山市の避難所候補として、7つの中学校にそれぞれ約400人、4つの高校にそれぞれ約900人から1700人、北桜高校には3,182人も受け入れ可能としています。これが現実可能でしょうか。受け入れ側も大パニックが起きるのではないのでしょうか。そして本県県民も避難の必要性があり得ることを直視すべきです。

第四に、茨城県内で、運転延長または再稼働に反対、廃炉を求める等の意見書提出を可決した自治体は、約6割の26自治体にのぼることです。本県でも茂木町、益子町、那珂川町が意見書を提出しました。これは、陳情が指摘する東海第二原発の事故の危険性が共通の認識になっていることを示すものです。

しかし、生活保健福祉委員会では、「国が責任を持つべきこと」などとして不採択とされました。議員各位に訴えます。立地県でない本県には稼働の事前了解権はありません。しかし、事故が起きれば、県民のいのちと健康、営業・営農を守る責務は避けられません。このことをどうか第一に考えて下さい。いま県議会として、運転延長を認めない意見を表明するのは、県民への責務であります。そのことを訴え、反対討論といたします。